

経済安全保障推進法改正に関する

提言骨子

(サプライチェーン強靭化)

2026年1月16日

経済安全保障法制に関する有識者会議

目次

1	現行制度の施行状況	2
(1)	特定重要物資の安定供給確保の取組の現状	2
(2)	制度施行後に浮上した新たな課題	2
①	現行制度上支援対象とならない重要な物資及び取組	2
②	サプライチェーンの抱える問題と求められる対応	2
2	基本的な枠組み	2
(1)	重要な物資の供給に不可欠な役務に関する措置	2
①	対象とする役務	2
②	支援する取組の内容	3
③	役務に関する取組の目標	3
④	主務大臣	3
⑤	役務に関し国が実施する施策	3
⑥	我が国の国民生活及び経済活動の維持に必要な役務に関する不断の点検・見直し	3
(2)	安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合の措置	4
①	措置の必要性	4
②	安定供給確保の関係者	4
③	安定供給確保に支障が生ずるおそれを把握するための措置	4
④	安定供給確保の取組の実施が困難となるおそれがある場合の措置	4
⑤	関係者相互の連携・協力の必要性	4
⑥	関係者への働きかけに際し配慮すべき事項	5

1 現行制度の施行状況

(1) 特定重要物資の安定供給確保の取組の現状

経済安全保障推進法（以下「推進法」という。）施行から3年が経過した現在、16の特定重要物資を指定し、これまでに認定した135件の供給確保計画に基づき、民間事業者の生産基盤強化や備蓄等の取組を支援している。

(2) 制度施行後に浮上した新たな課題

① 現行制度上支援対象とならない重要な物資及び取組

推進法制定時より、生産基盤の整備に加え、供給源の多様化、代替物資の開発等多様な形での特定重要物資等の供給網の強靭化又は当該物資等への依存の低減の取組が可能とされたが、特定重要物資の指定に当たっては、重要な物資（原材料等含む。）そのものが外部依存性要件、供給途絶蓋然性要件等を充足することが必要であった。一方、重要な物資そのものが確保されているとしても、それを必要な場所で使用するために不可欠な役務を外部に依存することにより、当該物資を適切な形で利用できず、結果的に国家及び国民の安全を損なう事態を生じるおそれが顕在化しているものの、現行制度上、こうした状況にある重要な物資を特定重要物資として指定することはできない。

② サプライチェーンの抱える問題と求められる対応

仮に民間事業者による特定重要物資の安定供給確保が困難となった場合、国自らが特定重要物資等の安定供給確保のための措置を講ずることは可能であるが、こうした安定供給確保が困難な事態に至る前に、可能な限り民間事業者による供給が実現されることが望ましい。そのための国による積極的な働きかけが求められる。

2 基本的な枠組み

(1) 重要な物資の供給に不可欠な役務に関する措置

① 対象とする役務

(ア) サプライチェーン強靭化のためには、重要な物資そのものを確保するのみならず、その物資を必要な場所で使用するために不可欠な役務も十分に確保される必要がある。

(イ) その際、本制度が特定重要物資の安定供給確保を目的としていることを踏まえ、一般的な輸送のように広範な物資の供給に用いられる役務ではなく、光海底ケーブルの敷設役務や人工衛星の打上げ役務等、専ら特定の物資の供給のために用いられる役務を支援対象とすべきである。

② 支援する取組の内容

役務に必要な施設や設備等を確保することによる役務の提供基盤の整備や役務の提供に係る技術の導入等による役務提供能力の確保・維持・強化の取組を、サプライチェーンの強靭化のための取組として支援すべきである。

③ 役務に関する取組の目標

現行制度と同様、役務に関する取組についても、目標や進捗を数値で可視化すべきである。

④ 主務大臣

- (ア) 物資の生産等の事業の主務大臣に加え、物資の供給に不可欠な役務の提供の事業を所管する大臣も、主務大臣として特定重要物資の安定供給確保のための取組を主導すべきである。その際、これらの大臣が連携し、サプライチェーンリスクがどこにあるか把握した上で、適切に対応する必要がある。
- (イ) 内閣府の長たる内閣総理大臣は、これらの主務大臣が連携して日頃から物資のサプライチェーンの状況を十分に把握するよう適切に指揮を執ることが重要である。

⑤ 役務に関し国が実施する施策

物資の供給に不可欠な役務がサプライチェーンを構成する要素であることを踏まえ、関税定率法に基づく職権調査の求めや国自らが講ずる措置等、国が実施する施策に関しても適切な対応をすべきである。

⑥ 我が国の国民生活及び経済活動の維持に必要な役務に関する不断の点検・見直し

- (ア) 役務に着目して考えると、経済安全保障の確保の観点からは、重要な物資の供給に不可欠な役務以外に、国民生活及び経済活動の維持に必要な役務の安定的な提供の確保も重要である。
- (イ) 推進法第三章に規定する特定社会基盤事業については、既存のいわゆる業法等による役務提供義務等に上乗せする形で、基幹インフラ制度が措置されることで、その安定提供が一層強化されている。
- (ウ) 今後、上記を踏まえた上で、安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進に向けて、国民生活及び経済活動の維持に必要な役務

の安定的な提供の確保のためにどのような措置が必要かについて、内閣官房、内閣府及び各所管省庁が連携して不斷に点検・見直しを行い、その結果を踏まえて必要があれば適切な措置を講ずることが重要である。

(2) 安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合の措置

① 措置の必要性

サプライチェーン強靭化制度は、事業者による特定重要物資の安定供給確保のための取組を支援するための制度であるが、事業者に取組を任せて国が受け身となることがあってはならない。主務大臣が積極的に事業者等の状況把握、事業者等への働きかけができる旨を法律上明記すべきである。

② 安定供給確保の関係者

特定重要物資の供給は、物資やその原材料等の供給を行う事業者だけではなく、サプライチェーン上のその他の事業者、融資を行う金融機関等、幅広い関係者の存在の上で成り立っていることを踏まえ、特定重要物資の安定供給確保のためには、主務大臣は状況に応じてこれらの必要な関係者に対し、働きかけを行うことが望ましい。

③ 安定供給確保に支障が生ずるおそれを把握するための措置

(ア) 特定重要物資等の供給を行う事業者の事業の廃止、海外移転等は、特定重要物資等の安定供給確保に影響を及ぼす可能性がある。

(イ) そのため、主務大臣は、関係者から情報を収集し、特定重要物資等の安定供給確保に及ぼす影響を把握すべきである。また、必要に応じて事業者に供給確保計画の作成及び認定申請を促すこととし、安定供給確保のための取組を後押しすることが重要である。

④ 安定供給確保の取組の実施が困難となるおそれがある場合の措置

現行制度において、原材料等の供給者の事業の廃止等、必ずしも認定事業者自身が原因ではない事由により取組の実施が困難となることも想定される。こうした状況が生じた場合に、認定事業者による安定供給確保のための取組が遂行されるよう、主務大臣は認定事業者の取組を妨げる事由の関係者に対し、必要な協力を求めることとすべきである。

⑤ 関係者相互の連携・協力の必要性

主務大臣による関係者への働きかけの実効性を担保するため、特定重要物資や

その原材料・部品等の供給事業者、特定重要物資の供給を受ける事業者、特定重要物資等の供給に関わる事業者の団体、金融機関、投資家といった、特定重要物資等の安定供給確保の関係者が相互に連携し、協力するよう努めるものとする旨を法律上明記すべきである。

⑥ 関係者への働きかけに際し配慮すべき事項

- (ア) 主務大臣による関係者への働きかけを行うに当たっては、関係者の理解醸成に努めることが重要であり、また、過度な負担とならないよう留意する必要がある。
- (イ) 特定重要物資等の安定供給確保を脅かす事態を防止するため、必要な場合には、主務大臣は、外為法や個別の特定重要物資等に関連する法令等に基づく対応も検討すべきである。
- (ウ) 中小企業・スタートアップ企業を含め、本措置の概要等を分かりやすく示すべきである。